

【C01、D02】研究開発（R&D）の資本化等

1. 勧告の概要

2008SNA マニュアルの勧告概要	1993SNA における取扱の概要
<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発（R&D）は、知識ストックを増進させ、知識ストックを活用して新たな応用が生まれるようにするために、体系的に執り行われる創造的作業である。R&D は、付随的な活動ではなく、可能な場合には、それについて別個の事業所が区分されるべきである。 • <u>R&D の産出は、購入されたもの（アウトソースされたもの）であれば市場価格で評価し、自己勘定で行われたものであれば生産費用総額に、生産に使用された固定資本のコストを表す適当なマークアップを加えて評価される。</u>政府や大学、非営利の研究機関等で行われた R&D は非市場産出であり、使用された資本の収益を除いて、生産費用総額で評価される。 • <u>R&D への支出は、総固定資本形成として扱われる。</u>ただし、当該活動がその所有者に何ら経済的利益をもたらさないことが明らかである場合は中間消費として扱う。 • <u>資産分類では「生産資産」の「固定資産」の「知的財産生産物」の内訳「研究開発」に計上される。</u> • <u>R&D への支出を総固定資本形成に含めることにより、特許実体は資産として表れなくなる。</u>特許契約は、使用ライセンスの一形態で、サービスの支払または、資産の取得に対する支払として扱われる。 	<ul style="list-style-type: none"> • 研究開発（R&D）は、新しい生産物を発見・開発するために行われる活動であり、既存の生産物の型や質の改善や、新しいあるいはより効率的な生産過程の発見や開発を含む。R&D は、付随的な活動ではなく、可能な場合には、それについて別個の事業所が区分されるべきである。 • 市場生産者が自らのために行う R&D は、原則として、その研究を商業ベースで下請けに出したとすれば支払ったであろう基本価格の推計値によって評価されるべきであるが、実際には生産費用に基づいて評価されるだろう。政府、大学、非営利研究機関等で行われた R&D は非市場生産であり、費用総額によって評価される。 • R&D への支出は総固定資本形成ではなく中間消費として扱う。勘定中には、特許に関する法的権利と関連づけることができる固定資産は存在しない。この結果、特許権の購入・販売を無形非生産資産の純購入として扱う。「特許実体」として記録されるべき資産は、R&D 活動の結果として特許登録された発明、発見あるいは製法であって法的権利そのものではない。慣行上、特許のライセンスに関するロイヤルティー等の支払をサービスに対する支払とみなす。

① 2008SNA への対応で求められる事項

- 1993SNA において中間消費として扱われていた R&D への支出を総固定資本形成として扱う（生産者に対して何ら経済的利益をもたらさないことが明らかな場合を除く。以下、同様）。R&D は、「固定資産」の「知的財産生産物」の内訳「研究開発」として新たに資産計上される。
- 市場生産者による自己勘定の R&D 産出額の評価は、1993SNA で示されているような生産費用総額に加え、生産に使用した固定資本の収益分をマークアップ（固定資本収益（純））として上乗せして計測する。
- 1993SNA において無形非生産資産として記録されていた「特許実体」は、R&D の成果に含まれる扱いになり、「知的財産生産物」の内訳である「研究開発」に含まれる。また、特許契約において R&D の成果についてライセンスの下で使用が許諾される場合は、ライセンスからライセンサーへの支払は、サービス支払または資産の取得に対する支払として記録される。

② 主要計数への影響（概念上）

- ・ GDP の増加要因（市場生産者による R&D については、中間消費から総固定資本形成に振り替えられることにより、GDP の押し上げ要因となる。また、非市場生産者による R&D については、最終消費支出から総固定資本形成に振り替えられる一方、R&D を新たに固定資産として扱うことにより固定資本減耗が増加することにより、最終消費支出を通じて GDP の押し上げ要因になる）

2. 現行 JSNA での取り扱い

(1) 財貨・サービスの産出と需要

(産出)

- ・ 産業については、研究機関の R&D のみ産出額を計測。具体的には、基準年は産業連関表の「自然科学研究機関（産業）」及び「人文科学研究機関（産業）」¹の国内生産額を用い、延長年は「科学技術研究調査（SRD）」（総務省）の企業部門のうち「学術研究機関」²の内部使用研究費（人件費、原材料費、有形固定資産減価償却費、リース料、その他の経費の総額）から推計する。

一方、自己勘定で行われた企業内研究開発は、R&D の産出額推計の対象外である。³

- ・ 政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の内部使用研究費相当分は、生産コストの一部として、それぞれ政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の産出額に含まれている。

(需要)

- ・ 産業（研究機関）の R&D 産出額に輸入を加えた総供給は、需要側では中間消費及び輸出に配分。
- ・ 政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者の内部使用研究費相当分については、産出先はそれぞれ政府最終消費支出、対家計民間非営利団体最終消費支出。
- ・ なお、輸出入については、国際収支統計（国際収支マニュアル第 5 版（BPM5）ベース）のサービス収支の「研究開発費」⁴により把握している。

(2) 経済活動分類の扱い

- ・ 経済活動分類としては、産業の研究機関から構成される「研究」（産業のサービス業の内訳）のみが R&D を主産物とする別個の経済活動分類として扱われている。

(3) 特許権の扱い

- ・ 特許権の資産（ストック）については、公的部門の保有分は国有財産台帳により把握可能な残高のみを、民間非金融法人企業の保有分については、上場企業分について企業会計基準により貸借対照表に記録される「購入により取得された特許権」の残高のみを、

¹ 平成 17 産業連関表の本部門は、日本標準産業分類(平成 14 年改定)の小分類「811 自然科学研究所」、
「812 人文・社会科学研究所」の活動のうち、国・地方公共団体、独立行政法人、大学附置研究所
等を除く機関を範囲とする。

² 現行の SRD の産業分類 44 学術・開発研究機関」は、日本標準産業分類（平成 19 年改定）の小分類
「711 自然科学研究所」、「712 人文・社会科学研究所」に対応し、産業連関表と整合的。

³ 平成 17 年産業連関表においては、企業内研究開発を独立した部門として扱い産出額(10.9 兆円)を推
計しているが、現行 JSNA では、企業内 R&D を財貨・サービスとして扱わず、内部使用研究費相
当分は各産業の生産コストに内包させる扱いとなっている。

⁴ 厳密には、現行の国民経済計算年報フロー編主要系列表 1（国内総支出）では、国際収支統計の「研
究開発費」を計上しているが、フロー編付表 1（財貨・サービスの供給と需要）では企業内研究開
発相当分は輸出入には含まれていない。（「国民経済計算次回基準改定に関する研究会」第 7 回会合
（平成 26 年 1 月 28 日）の資料 2 参照。）

それぞれ参考系列である「無形非生産資産」に含めて表章している。

- ・特許権の売買（特許権等譲渡契約に基づく取引、フロー）については、国内取引は資料の制約により把握できない。海外取引については、国際収支統計（資本収支）⁵により把握し、「資本移転等」として記録している。
- ・特許に係る使用料（ロイヤルティー）については、資料1－2参照。

3. 検討の方向性

① 次回基準改定における対応の考え方（案）

＜○：2008SNA 勧告に沿って対応する＞

(1) 対象とする R&D の範囲

- ・次回基準改定においては、2008SNA の勧告に沿って、R&D をより広範かつ明示的に捕捉する。R&D の産出額は、全て経済的利益をもたらすものと整理し、資産分類「知的財産生産物」の内訳「研究開発」として、資本化の対象とする。
- ・その際、JSNA で対象とする R&D の範囲として、OECD 「知的財産生産物の資本計測に関するハンドブック（以下、IPP ハンドブック）」⁶を踏まえ、諸外国の事例と同様、フラスカティ・マニュアル（以下、FM）⁷に準拠した科学技術調査（我が国の場合、SRD）の対象範囲と同様とする。具体的には、産業の研究機関に加え、企業内研究開発や、政府サービス生産者及び対家計民間非営利サービス生産者に属する研究機関及び大学等の研究開発を対象とする（表1）。
- ・なお、特許権の資産（ストック）については、2008SNA 勧告を踏まえ、R&D の成果として、R&D の資産に体化されたものとして扱う。
- ・特許に係る使用料（ロイヤルティー）については、資料1－2参照。

⁵ 海外との特許権売買取引は、BPM5 ベースの現行の国際収支統計では「資本収支」に含まれている。

⁶ Handbook on deriving capital measures of Intellectual property products, OECD 2010

⁷ Frascati Manual, Proposed standard practice for surveys on research and experimental development, OECD 2002：研究開発に係る統計調査の標準的マニュアル。

表1 JSNA の 2008SNA 対応案⁸における R&D 計測の対象範囲 (SRD との比較)

科学技術研究調査(SRD)		R&D産出額の対象範囲			(参考)産業連関表	
		JSNAの2008SNA対応案	現行JSNA			
企業	学術・開発研究機関	産業によるR&D	○	産業・サービス業のうち研究	○	自然科学研究機関(産業) 人文科学研究機関(産業)
	「学術・開発研究機関」以外の企業内研究開発		×	各産業のコストに含まれる。	○	企業内研究開発
研究機関	国営研究機関	政府サービス生産者によるR&D	×	政府サービス生産者等のコストに含まれる。	○	自然科学研究機関(国公立)★★ 人文科学研究機関(国公立)★★
	独立行政法人等の研究機関					
大学等	国公立大学附置研究所					
	国公立大学	×	「学校教育(国公立)★★」に含まれる。			
	国公立短期大学					
研究機関	非営利研究機関	対家計民間非営利サービス生産者によるR&D	×	対家計民間非営利サービス生産者等のコストに含まれる。	○	自然科学研究機関(非営利)★ 人文科学研究機関(非営利)★
大学等	私立大学附置研究所					
	私立大学				×	「学校教育(非営利)★」に含まれる。
	私立短大ほか					

(2) 財貨・サービスの産出と需要

(産出)

- ・R&D の産出額は、対象となる全ての実施主体についてコスト積上げにより計測する。
具体的には、IPP ハンドブックや諸外国の事例を踏まえ、FM に準拠した SRD の内部使用研究費をベースに、一部について国民経済計算概念への組換えを行った上で、以下の式により計測する。

$$\begin{aligned}
 \text{R\&D の産出額} = & \text{(a)中間投入} + \text{(b)雇用者報酬} + \text{(c)固定資本減耗} \\
 & + \text{(d)固定資本収益(純) (産業のみ) (要検討)} \\
 & + \text{(e)生産に課される税 (控除) 補助金} \quad (1 \text{ 式})
 \end{aligned}$$

⁸ SRD の分類上は、例えば「独立行政法人等の研究機関」の中に、JSNA 上は政府サービス生産者（一般政府）でなく産業（公的非金融企業）に分類されるものがあるなど、SRD と JSNA の分類は必ずしも一対一で対応しないため、SRD の分類から JSNA の部門分類に準拠した組換えが可能かについて検討する。

表2 コスト積上げによる R&D 産出額の構成要素と SRD の関係

生産コストの項目		対応する SRD の項目	JSNA の 2008SNA 対応案
(a)	中間投入	原材料費 リース料 その他の経費	SRD の左記項目の合計額を使用 ⁹ 。
(b)	雇用者報酬	人件費	SRD の人件費を使用。 (ただし、大学については、「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」(文部科学省)を用い研究開発分を推計。)
(c)	固定資本減耗	有形固定資産 減価償却費(簿価、企業分のみ)	SRD の有形固定資産購入費及びソフトウェア購入費 ⁹ 等から、恒久棚卸法(PIM)により時価の減耗を推計。
(d)	固定資本収益(純)	なし	研究開発を実施している企業の売上高営業利益率を用いて推計する方法等について可能性を検討。
(e)	生産に課される税	その他の経費の内数	生産に課される税は、SRD の「その他の経費」に含まれているため、特段処理しない。
	(控除)補助金	外部からの受入研究費のうち内部で使用した研究費の内数	JSNA の産業のうちサービス業「研究」の補助金を使用。
(f) R&D の産出額 = (a) + (b) + (c) + (d) + (e)			

注：SRD の内部使用研究費には、研究開発として自己勘定でソフトウェアを開発する費用も含まれている。この自社開発ソフトウェアと R&D の産出額の重複分の調整は、IPP ハンドブックや諸外国の事例を踏まえ、R&D の産出額¹⁰から控除する方向で検討。

(需要)

上記の R&D の産出から、R&D の総固定資本形成は、以下の式により計測する。

$$\begin{aligned}
 \text{R\&D の総固定資本形成} &= \text{(f)R\&D の産出額} \\
 &+ \text{(g)R\&D の輸入} - \text{(h)R\&D の輸出} \\
 &+ \text{(i)国内の R\&D の純購入額} \qquad \qquad \qquad (2 \text{ 式})
 \end{aligned}$$

なお、(g)R&D の輸入、(h)R&D の輸出は、それぞれ国際収支マニュアル第6版(BPM6)ベースの国際収支統計の「研究開発サービス」¹¹の支払、受取を使用。また、(i)国内の

⁹ 2014 年 SRD (2013 年度値) より、「その他の経費」から「ソフトウェア購入費」が独立して把握される。2012 年度値以前については、ソフトウェア購入費を別途推計し「その他の経費」から控除することを検討。

¹⁰ 具体的には、SRD の「産業、製品・サービス分野別社内使用研究費」から、産業別ソフトウェア分野の内部使用研究費を用いて、経済活動別自社開発ソフトウェア R&D 分を推計し、経済活動別 R&D の産出額からこれを控除する予定。なお、現行 JSNA では、自社開発ソフトウェアのうち R&D 相当部分について、自社開発ソフトウェア側で調整を行っている。

¹¹ 2014 年 1 月分から BPM6 に準拠する予定の国際収支統計では、特許権の売買が「研究開発サービス」に含まれる形で記録される。JSNA では特許権売買を含む「研究開発サービス」全体を R&D の

純購入額は、一国全体ではゼロとなる¹²（下記(4)も参照）。

(3) 経済活動別分類

- 産業の研究機関は、引き続き「研究」（サービス業の内訳）として、R&D を主産物とする別個の経済活動分類として扱う。
- 企業内研究開発については、諸外国と同様に独立した別個の経済活動分類としては扱わず、各経済活動の副次的生産物(財貨・サービス)として、R&D を主産物とは別個に産出するものとして新たに扱う。
- 政府サービス生産者のうち研究機関分の R&D については、「学術研究」（サービス業の内訳）という別個の経済活動分類が主産物として産出するものと扱う。また、政府サービス生産者のうち大学等分及び対家計民間非営利サービス生産者分の R&D については、「教育」等(サービス業の内訳)の経済活動が副次生産物として産出するものと扱う。
- なお、公表分類については、次回基準改定における経済活動分類とともに検討。

(4) R&D の経済的所有者

- 制度部門別・経済活動別に R&D を資産として計上するに当たっては、研究の実施主体ではなく、研究の成果が帰属する部門（経済的所有権を有する部門）に計上することが重要であり、この観点から、2014 年 SRD の見直しにおいて調査項目の新設を要望したが、報告者負担が大きいことに加え、我が国の場合、R&D の資金拠出主体と実施主体が同一制度部門である割合が 96.1%¹³と高いという実態を踏まえ見送られた。(参考 1 参照)
- このような基礎統計の状況を踏まえ、実施主体が経済的所有権を有すると整理。

(5) 耐用年数

- R&D 資産の耐用年数について、海外事例等も参考に検討する。(参考 2 参照)

(6) デフレーター

- R&D のデフレーターは、諸外国と同様、インプット型（中間投入分は基本単位デフレーター、付加価値分は毎月勤労統計調査を使用）で算出する。

(7) 年次確報推計での補外、四半期化

- SRD については、その公表時期（毎年 12 月に前年度分が公表）が、JSNA の年次確報推計作業のタイミングに間に合わないことや四半期値がないことから、確報の補外推計や四半期化については以下の方向で検討する。
 - R&D 産出の大宗を占める産業分については、SRD における企業の内部使用研究費の動きとの相関が高い基礎資料（例：四半期別法人企業統計調査における資本金 10 億円以上の企業の経常費用項目、または上場企業の財務諸表データ「研究開発費」）を用いる。
 - 政府サービス生産者、対家計民間非営利サービス生産者分については、現行 JSNA における政府・非営利の最終消費支出の推計に準じて推計する。

② 試算値、GDP への影響等

- 上記①(2)の(1式)及び(2式)に基づき、産業、政府サービス生産者、対家計民間非営利

輸出入（海外勘定ではサービスの輸出入）として扱う予定。

¹² R&D の実施主体の部門の産出額を経済的所有者の部門の総固定資本形成として組み換える場合には、実施主体の部門から R&D 産出額が減額され、経済的所有者の部門に同額加算されることから、一国計では相殺される。ただし、3.(4)のとおり、JSNA においては、R&D 実施主体の部門がその経済的所有権を有すると整理する方針であり、その場合、部門別でも国内の R&D の純購入額はゼロとなる。

¹³ 2013 年 SRD（2012 年度値）より試算。

- サービス生産者別に R&D の産出額及び総固定資本形成を試算。
- ・R&D 資産の固定資本減耗については、海外事例を参考に、暫定的に耐用年数 10 年とした。
- ・暫定的な試算結果：名目 GDP を 2.9～3.5%程度押し上げる要因。(2001～2012 年)

4. その他の留意事項

<基礎統計における扱い>

- ・平成 17 年産業連関表では、大学等の内部研究は「学校教育」に包含されている以外は、R&D の国内生産額を推計している。他方、R&D の資本化は行っていない（平成 23 年産業連関表でも同様の扱いとなる）。

<諸外国の導入状況>

- ・既に 2008SNA に対応済のオーストラリア、カナダ、米国においては本勧告に対応。
- ・そのほか、韓国は 2014 年 3 月、英国を含む欧州諸国は 2014 年 9 月にそれぞれ 2008SNA ないし ESA2010 に対応する中で予定。
- ・各国の対応状況の詳細については、(参考 3) を参照。

(参考 1)

SRD における資金拠出主体、研究実施主体別内部使用研究費

1. 実額

(10億円)

研究実施主体 (左：JSNA、右：SRD)		資金拠出主体 (上：JSNA、下：SRD)		総額	産業	政府サービス生産者	非営利サービス生産者	輸出
					企業	国・地方公共団体、 独法の研究機関等	私立大学等 非営利団体	外国
総額				17,324.6	12,116.8	3,313.6	1,822.8	71.4
産業	企業			12,170.5	11,951.4	137.9	16.1	65.1
政府サービス生産者	国公営,独法等研究機関			1,369.2	23.4	1,337.1	5.3	3.4
	国公立大学等			1,679.9	65.3	1,588.7	24.6	1.2
対家計民間非営利 サービス生産者	非営利団体研究機関			222.5	53.9	84.3	82.9	1.4
	私立大学等			1,882.5	22.8	165.5	1,693.9	0.2

2. 資金拠出主体別研究実施主体の割合

(%)

研究実施主体 (左：JSNA、右：SRD)		資金拠出主体 (上：JSNA、下：SRD)		総額	産業	政府サービス生産者	非営利サービス生産者	輸出
					企業	国・地方公共団体、 独法の研究機関等	私立大学等 非営利団体	外国
総額				100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産業	企業			70.2	98.6	4.2	0.9	91.2
政府サービス生産者	国公営,独法等研究機関			7.9	0.2	40.4	0.3	4.8
	国公立大学等			9.7	0.5	47.9	1.4	1.7
対家計民間非営利 サービス生産者	非営利団体研究機関			1.3	0.4	2.5	4.5	2.0
	私立大学等			10.9	0.2	5.0	92.9	0.3

3. 一国計の内部使用研究費に対する資金拠出構成比

(%)

研究実施主体 (左：JSNA、右：SRD)		資金拠出主体 (上：JSNA、下：SRD)		総額	産業	政府サービス生産者	非営利サービス生産者	輸出
					会社	国・地方公共団体、 独法の研究機関等	私立大学等 非営利団体	外国
総額				100.0	69.9	19.1	10.5	0.4
産業	企業			70.2	69.0	0.8	0.1	0.4
政府サービス生産者	国公営,独法等研究機関			7.9	0.1	7.7	0.0	0.0
	国公立大学等			9.7	0.4	9.2	0.1	0.0
対家計民間非営利 サービス生産者	非営利団体研究機関			1.3	0.3	0.5	0.5	0.0
	私立大学等			10.9	0.1	1.0	9.8	0.0

R & Dの資金拠出主体と実施主体が同一制度部門 96.1

(注) ・網掛けは自己資金を含む。大学等の人件費はフルタイム換算前のSRD公表値
 ・2013年SRD(2012年度値)より作成

(参考2)

諸外国の R&D の耐用年数

- ・以下は各国統計部局の公表資料やヒアリング（1～5）、OECD による各国の知的財産生産物の推計方法に関する調査結果(*)から作成。
- ・なお、耐用年数について、欧州統計局 (Eurostat) では、情報がなければ 10 年とする (In case, where such information is not available, a single average Service Life of 10 years should be retained) ことが推奨されている。

	国名	耐用年数等
1	豪州	11年(特許の平均的な使用年数に基づく)
2	カナダ	コンピュータ・ソフトウェア産業：5年 政府：10年 医薬品産業：20年 その他産業：有形資産の平均耐用年数に同じ
3	米国	企業分は産業によって異なる（償却率は、医薬品の8%～コンピュータ・同周辺機器40%）。 政府分は、防衛、医療、宇宙、エネルギー分野別に設定 非営利団体分は、企業分を活用。
4	韓国	10年程度（独自の企業アンケート調査に基づく）
5	英国	未定（欧州内でのバランスも考慮）
6	オーストリア	基礎研究 13年、応用研究 11年、開発研究 9年
7	ベルギー	10年
8	チェコ	8年
9	フィンランド	産業毎に異なり7～10年
10	ドイツ	検討中。代替案は10年
11	イタリア	10年
12	オランダ	12年(化学、電気機械を除く)、15年(化学)、9年(電気機械)
13	ノルウェー	10年
14	ポルトガル	10年
15	スロベニア	検討中。代替案は10年
16	スウェーデン	検討中。代替案は10年

(*) “Synthesis of the results of the survey on Intellectual Property Products”
STD/CSTAT/WPNA(2012)9

R&D資本化に関する主要各国の対応状況

未定稿

	豪州	カナダ	米国	韓国	英国
対応時期	2009年12月	2012年10月	2013年7月	2014年3月予定	2014年9月予定
資本化の範囲	政府と非営利団体（含む私立大学）の純粋基礎研究以外のR&D活動	全てのR&D活動	全てのR&D活動	全てのR&D活動	全てのR&D活動
産出額の評価方法	コスト積上げ	コスト積上げ	コスト積上げ	コスト積上げ	コスト積上げ
R&D資産の帰属先	資金拠出者ベース	資金拠出者ベース（企業部門） 実施者ベース（政府、非営利）	資金拠出者ベース	資金拠出者ベース	資金拠出者ベース
企業内R&Dの産業分類	基本的に、各産業の活動に内包	基本的に、各産業の活動に内包	基本的に、各産業の活動に内包	不明	把握できる場合のみR&D専門の産業として分類、その他は各産業に内包
固定資本収益	考慮・加算せず	市場生産者の研究機関について、FMベースの科学技術調査から純営業利益（売上－経常費用－固定資本減耗）を計算し、産出額に加算（2007年、産出額の5%程度）	考慮・加算せず	R&Dを主産物とする産業の収益率を活用（2010年、産出額の7%程度）	一定の仮定に基づき固定資本収益を産出額推計に組み込む方向で検討中（過去調査、産出額の2%程度）
デフレーター	投入コスト型（労働コストと中間投入）	投入コスト型（労働コストと中間投入）	投入コスト型（労働コストと中間投入）から全要素生産性向上分を調整	投入コスト型（労働コストと中間投入）	投入コスト型（労働コスト（R&D産業の平均賃金指数）のみ）
輸入R&Dの需要先	国内のR&Dの産出活動に対する中間投入として扱う（中間消費）	国内のR&D産出の計算には含まれず、総固定資本形成に計上	精緻化について検討中	国内のR&D産出の計算には含まれず、総固定資本形成に計上	国内のR&Dの産出活動に対する中間投入として扱う（中間消費）
耐用年数、償却率	11年 （特許の平均的な使用年数に基づく）	IT産業：5年 政府：10年 医薬品産業：20年 その他産業：有形資産の平均と同じ（いずれも、各国の研究、企業への働き取り等を参考に設定）	企業部門は、産業別に利潤最大化モデルから償却率を産出（医薬品の8%～IT機器40%） ・政府は、分野別（防衛、医療、宇宙、エネルギー）に設定 ・非営利団体は、企業分を活用	10年程度 （独自の企業アンケート調査に基づく）	未定 （欧州内でのバランスも考慮）
自社開発ソフトウェアとの重複調整	ソフトウェア分はR&Dから控除（ただし、コンピュータシステムデザイン・関連サービス産業によるR&Dは、R&D扱い）	R&Dから控除	R&Dから控除	R&Dから控除	自社開発ソフトウェアから控除
四半期分割、速報	四半期は等分割 速報については、実質値をトレンド外挿	雇用データ（R&Dに従事する職業の賃金×労働者数）で分割、延長	（四半期分割） ・1991年以前：マクロの賃金データ ・1991～2007年：産業毎の賃金・雇用データ ・2008年以降：企業は上場企業の財務諸表情報、連邦政府はR&D関係の中間投入等（速報） ・1次は賃金・雇用データやトレンド外挿 ・2次は上場企業の財務データ	企業分は財務諸表データや研究者数（月次）から、政府分は四半期別支出データから、NPISH分はR&Dに関するサービス活動指数からそれぞれ作成	・生産側GDPは、R&D産業を含む売上データを活用して推計 ・支出側GDPは、適切な基礎統計がないため時系列モデルによる外挿の予定
名目GDP押上げ	1.1～1.6% （1998-99年度～2007-08年度）	1.2～1.3% （2007～2011年度）	2.2～2.5% （2002～2012年）	3.7% （2010年）	未定 （先行研究：1.5%～1.7% （1997～2007年））

（出所）豪州統計局、カナダ統計局、商務省経済分析局、韓国中央銀行、英国統計局の公表資料やヒアリング等から作成。必ずしも各国における最新の取組とはなっていない可能性に留意。

（参考3）